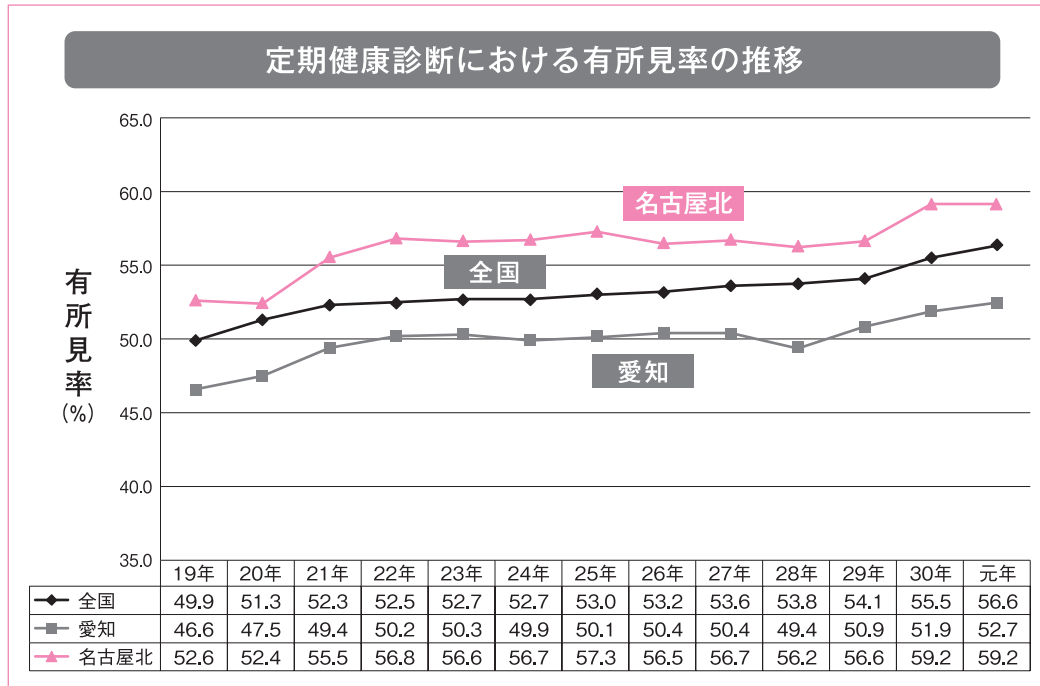


令和元年の健康診断結果報告書の取りまとめ結果

— 名古屋北労働基準監督署 —

(グラフ1)



定期健康診断有所見率は、長期的に増加傾向を示している

労働基準監督署では、管内の事業場から受理した定期健康診断結果報告書及び有機溶剤、特定化学物質などの特殊健康診断結果報告書の情報を分析し、行政施策の基礎資料としています。

今般、令和2年度全国労働衛生週間を迎えるにあたり、名古屋北労働基準監督署（管轄：名古屋市中区、北区、東区、守山区、小牧市、春日井市）が令和元年分（平成31年も含みます）に受理した上記健康診断結果報告書の取りまとめ結果を皆様にお知らせします。

定期健康診断の有所見率は、全国、愛知、当署管内とも長期的に増加傾向を示しています。

令和元年に実施した定期健康診断では（グラフ1）、全国が56・6%と前年から1・1ポイント

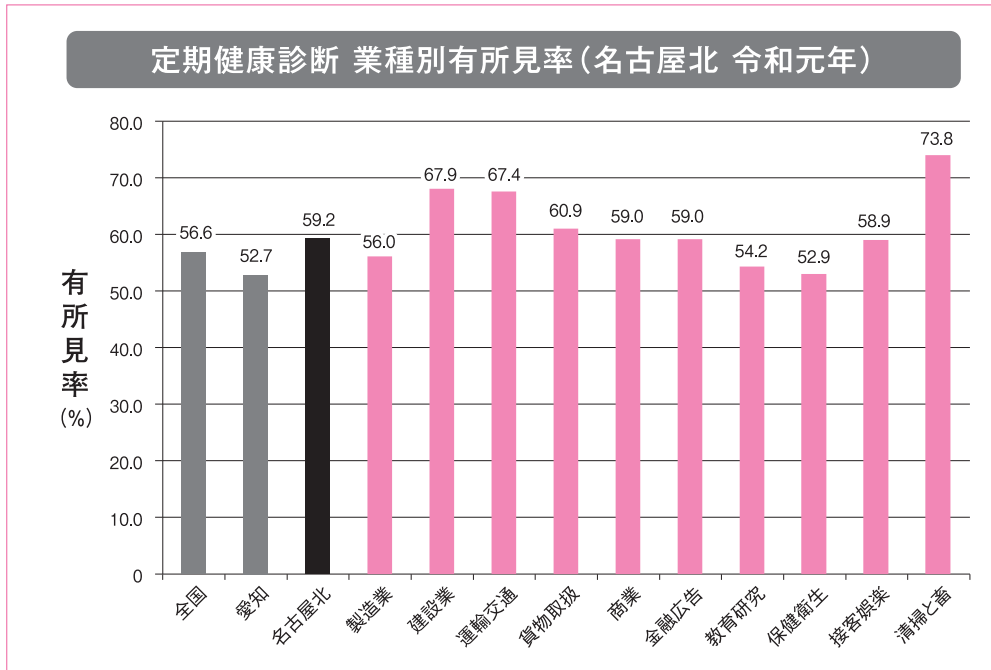
増加、愛知が52・7%と前年から0・8ポイント増加していますが、当署管内は前年と同じ59・2%となり、増加には至らなかったものの、引き続き全国、愛知より高い値となりました。

また、令和元年の有所見率を業種ごとに見てみますと（グラフ2）、清掃・と畜業（73・8%）、建設業（67・9%）、運輸交通業（67・4%）、貨物取扱業（60・9%）などの現業作業を多く行っている業種で高い値となっています。

検査項目ごとの有所見率では（グラフ3）、血中脂質が32・4%で最も高い値となり、続いて肝機能の17・1%、血圧の15・4%となりました。

有機溶剤、特定化学物質、電離放射線、鉛業務を対象とした特殊健康診断では（グラフ4）、有

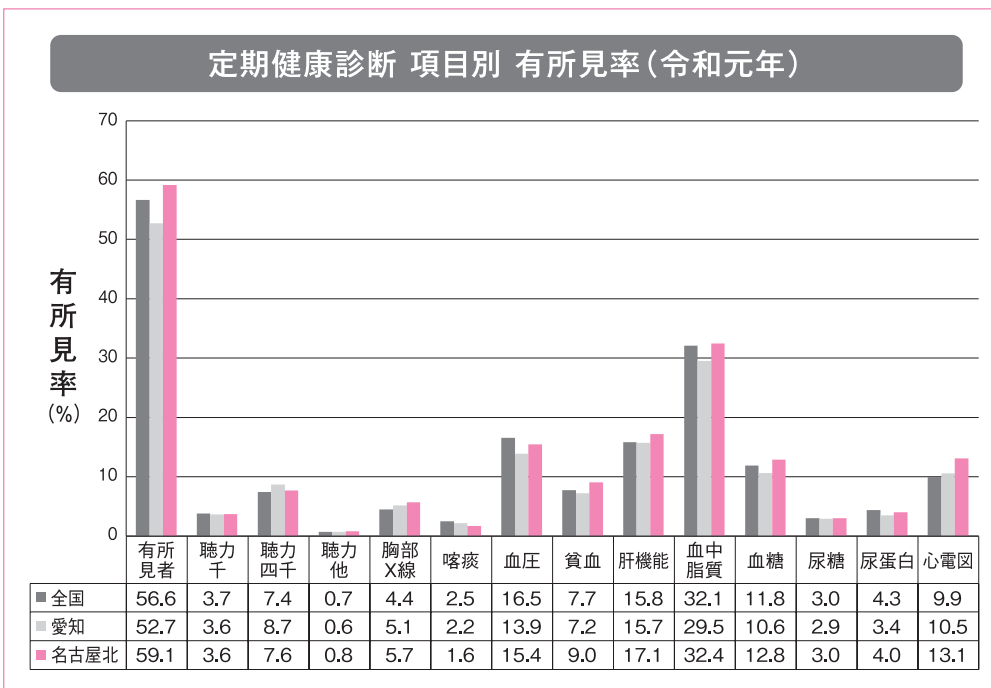
(グラフ2)



機溶剤業務を対象とした健康診断の有所見率が最も高く7・6%、続いて電離放射線業務の7・3%

率3・6%は、前年の

(グラフ3)



0・9%から4倍の値と大幅な増加となりました。

労働安全衛生法により

事業者が実施が義務付けられている定期健康診断及び特殊健康診断は、事業者が労働者の健康状態

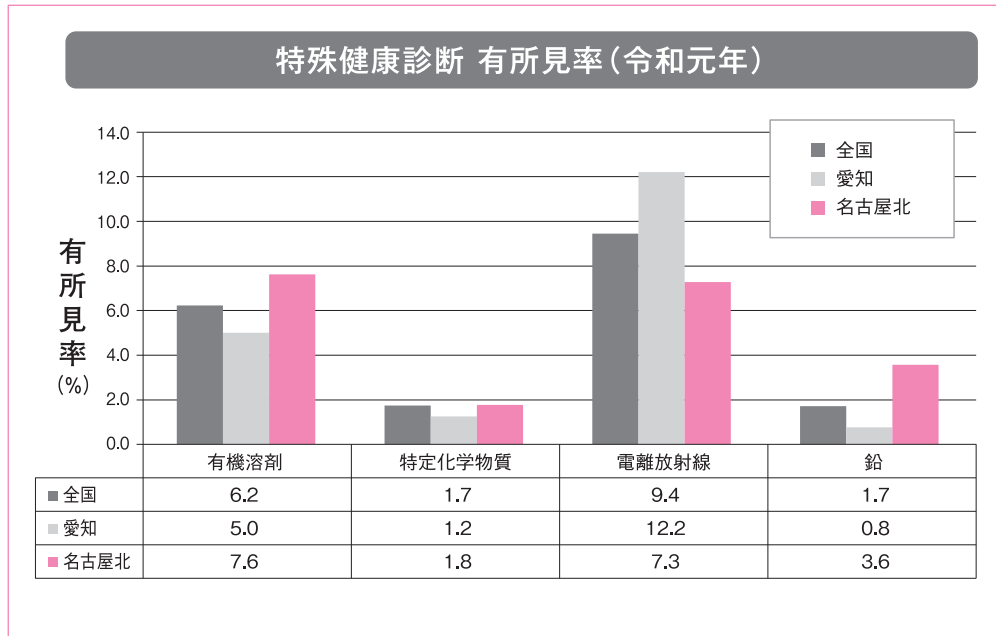
また、令和2年度も9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間として全国労働衛生週間が全国一斉に実施されます。

皆様の事業場におかれ、本年については、新型コロナウイルス感染症の拡

事業者及び労働者の方々におかれましては、労働安全衛生法で定期、特殊健康診断が義務付けられている趣旨をご理解いただき、確実に実施していただきますようお願いいたします。

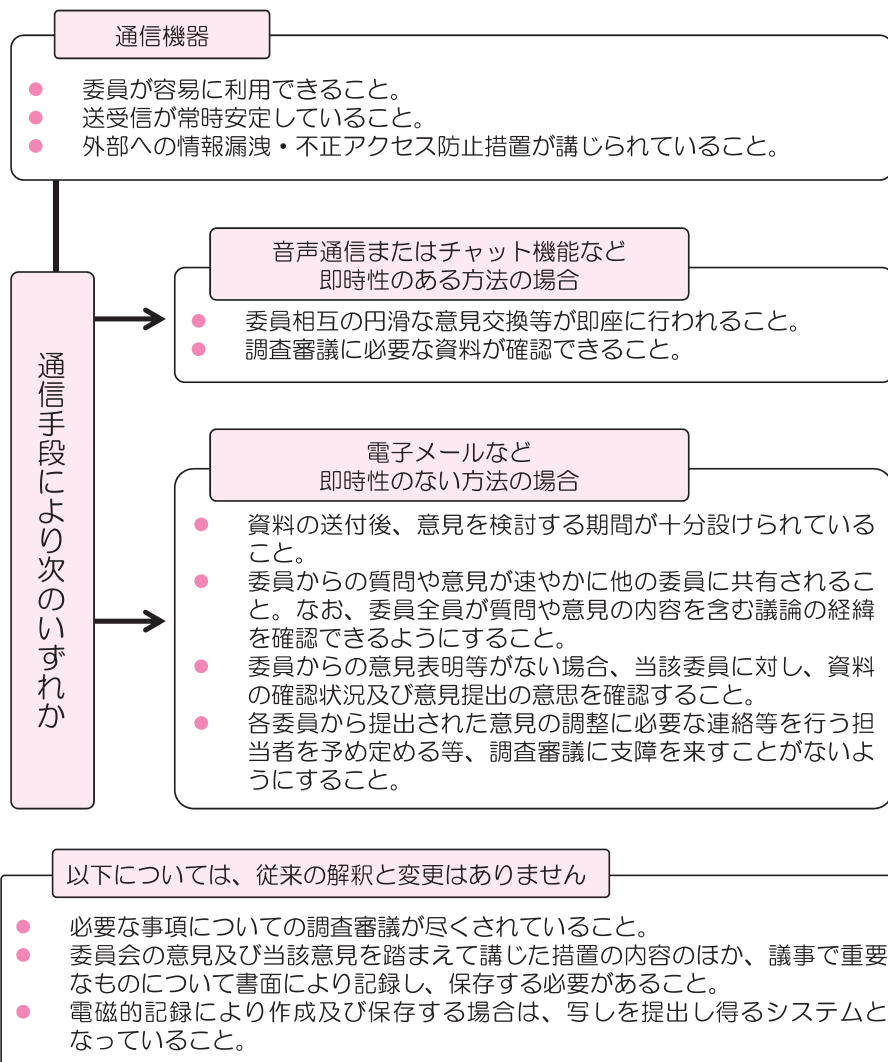
を把握し、医師や歯科医師の意見を勘案したうえで就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講じる際に重要な役割を担っています。そのため、労働安全衛生法では、労働者にも事業者が行う健康診断を受けることを義務付けています。

(グラフ4)



大防止の観点からいわゆる「三つの密」を避けることを徹底しつつ、労使協力のもと更なる労働衛

生管理の充実をお願いします。



在宅勤務等の急速な普及に伴い、安全委員会等がリモートで行われることについて、判断基準が示されました。

お知らせ

情報通信機器を用いた安全委員会等の留意事項が示されました